

## 意見書案第1号

農業協同組合の自己改革を尊重した農協改革の推進についての意見書について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、農業協同組合の自己改革を尊重した農協改革の推進に関し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和元年6月26日提出

蒲郡市議会議員

喚 田 孝 博  
大須賀 林  
柴 田 安 彦  
鎌 田 篤 司  
鈴 木 基 夫

### 提案理由

農業協同組合の自己改革を尊重した農協改革の推進に関し、関係行政庁に要請するため提案する。

## 農業協同組合の自己改革を尊重した農協改革の推進についての意見書

農業協同組合（農協）は、農産物の販売や営農指導だけでなく、金融・共済事業や給油所の運営等を行い、中山間部はもとより、都市部及びその近郊においても、農業者のみならず地域住民の生活に密着した役割を担っている。

こうした中、国は、農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、農業の成長産業化に向けて農協改革の推進を行っていくことを決定し、農協に対して、営農事業に最重点を置いた運営を行うために必要な改革を実行するよう要請している。

これを受け、農協では、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に向けた農業者との話合いや、商工業者等との連携による販路及び6次産業化の拡大を図り、食と農を基軸とする地域に根ざした農協となるべく自己改革に取り組んでいるところである。

一方、国においては、この自己改革の進捗状況によっては、金融事業の分離や、准組合員の事業利用の規制等を今後検討するとしている。

しかしながら、農協は、金融事業の収益の多くを営農事業の財源として活用しているほか、金融サービス等の選択肢に乏しい中山間部にあつては、地域のインフラとしての役割を担っていることを踏まえると、今後検討される国の農協改革の内容によっては、農協がこれまで担ってきた役割を果たせなくなり、農業者や地域住民の生活に影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、これまで農協が担ってきた役割を踏まえ、農協の自己改革を尊重した農協改革を推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月26日

蒲 郡 市 議 会

内閣総理大臣  
農林水産大臣  
衆議院議長  
参議院議長

} あて